



# インフォメーション INFORMATION

県ホームページ  
<http://www.pref.gunma.jp/>

問い合わせの際は、番号を間違えないようにお願いします

**☎** は問い合わせ先、**申** は申込先、**✉** はEメールアドレス、**HP** はホームページです

\* 印の施設では、障害者手帳などをお持ちの方とその介護者(1人)は無料です。証明できるものをお持ちください

## 投票に行こう！ 県議会議員選挙

政治は、私たちの毎日の暮らしと深く関わっています。有権者の皆さん一人一人が、1票を大切に、よく考えて投票しましょう。

投票日当日、仕事や旅行などで投票に行くことができない人は、市役所、町村役場などで期日前投票をすることができます。

**投票日** 4月7日(日)

**開始時刻** 午前7時

**期日前投票** 3月30日(土)～4月6日(土)

※投票日当日の終了時刻、期日前投票ができる期間および場所、時間などは投票所によって異なります。詳しくは、住所地の市町村選挙管理委員会

にご確認ください

**その他** 詳しくは、県ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/07/a4910021.html>) をご覧ください

※市町村(長・議会議員)選挙の投票日は4月21日(日)です

**☎** 県選挙管理委員会 (☎027-226-2219

**FAX** 027-243-2205)、各市町村選挙管理委員会



## 子育て応援情報冊子 「しあわせぐんま」を配布中！

「保育所の待機児童ほぼゼロ!」「日本一物価が安くて家計にやさしい!」など、子育てに関する群馬の魅力を一冊にまとめました。県内在住の子育て家庭はもちろん、群馬にゆかりのある人や、地方での子育てに興味のある人にぜひ紹介してください。



**規格** A5判 62頁 フルカラー

**費用** 無料

**配布場所** 県庁県民センター、県行政県税事務所、ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」(東京都中央区銀座)、ぐんま暮らし支援センター(東京都千代田区有楽町)など

※詳しくは、県ホームページ ([http://www.pref.gunma.jp/03/bw01\\_00031.html](http://www.pref.gunma.jp/03/bw01_00031.html)) をご覧ください

**☎** 県庁こども政策課 (☎027-897-2725 **FAX** 027-226-2100)

## ぐんま三大梅林スタンプラリー

**期間** 5月6日(月)まで

※箕郷梅林は3月24日(日)まで、秋間・榛名梅林は3月31日(日)まで、みさと芝桜公園は4月10日(水)から

**内容** 「ぐんま三大梅林(秋間・榛名・箕郷梅林)」、みさと芝桜公園と周辺の観光施設などを巡るスタンプラリー。10カ所のポイントの中から2カ所以上(うち1カ所は梅林とする)のスタンプを集めて応募すると、抽選で宿泊券などの賞品が当たります

**応募期限** 5月10日(金)

**応募方法** 所定の応募用紙

**応募用紙配布場所・スタンプラリー参加施設**

秋間梅林「やまいち」(安中市西上秋間)、榛名梅林「高崎市榛名文化会館エコー」(高崎市上里見町)、箕郷梅林「善地会場」・「蟹沢会場」の駐車場料金所(高崎市箕郷町)、磯部温泉旅館組合事務所(安中市磯部)、恵みの湯(安中市磯部)、碓氷峠鉄道文化むら(安中市松井田町)、峠の湯(安中市松井田町)、榛名湖温泉ゆうすげ元湯(高崎市榛名湖町)、榛名神社(高崎市榛名山町)、みさと芝桜公園(高崎市箕郷町)

**☎** 県高崎行政県税事務所 (☎027-322-4681 **FAX** 027-326-7076)



## 3月は自殺対策強化月間です ～こころの健康相談統一ダイヤルのご案内～

県では、自殺予防を目的とした電話相談を実施しています。

「生きる希望が持てない」などと自殺に心が傾いている人、家族や知人から死にたいと相談された人、身近な人を自死で亡くしてつらい気持ちを抱えた人などを対象に、相談を受けています。



一人で悩まず、電話をしてください。

**相談先** こころの健康相談統一ダイヤル

・相談日 月～金曜日 ※祝日を除く

・時間 午前9時～午後10時

・費用 無料

※通話料とナビダイヤル利用料は相談者の負担になります

**相談専用電話番号** ☎0570-064-556

**☎** 県こころの健康センター (☎027-263-1166 **FAX** 027-261-9912)

## 防ごう山火事！～緑の森林を守るために～

**山火事の特徴** 山火事は消火が難しいため、いったん発生すると、大きな被害をもたらす恐れがあります。

また焼けてしまった森林を元の姿に戻し、森林の持つ公益的機能を回復させるまでには、多くの時間と費用が必要です

**山火事の原因** 人為的な原因による出火がほとんどです。近年は、家の庭や田畑の周りでのたき火から、山林に燃え広がる事例などが多くなっています

**県の取り組み** 例年、山火事が多発する3月1日～5月31日を「山火事予防運動期間」とし、パトロールなど予防対策を強化しています。

私たち一人一人が気を付けることで山火事の発生を防ぐことができます。山火事の予防にご協力ください

**山火事を防ぐには** 特に次のことに気を付けましょう

・枯れ草の近くなど、周囲に燃え広がる恐れのある場所では、たき火をしない  
・風の強い時や乾燥注意報発令時は、火の取り扱いに十分注意し、たき火をしない

・火気を使用している時はその場を離れず、使用後は確実に消火する

・たばこの吸い殻は必ず火が消えたことを確認し、投げ捨てない

・山火事を見つけたら、速やかに119番通報し、安全な場所に避難する

**☎** 県庁林政課 (☎027-226-3221 **FAX** 027-223-0154)